

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」を挙げております。

取締役会および監査役会においては、効率性並びに適法性のチェックに重点を置いた経営のモニタリングを実施できる体制を維持することが重要と考えております。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取り組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、当社に属する全ての役員、従業員に徹底すべきものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を順守した対応を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
兼松コミュニケーションズ 株式会社	460,000	13.49
現代商事 株式会社	160,000	4.69
松井証券 株式会社	117,100	3.44
株式会社 SBI証券	46,758	1.37
日本証券金融 株式会社	44,000	1.29
伊 藤 貴 登	42,000	1.23
auカブコム証券 株式会社	29,000	0.85
里 井 晋 一	25,100	0.74
李 東 波	23,500	0.69
原 田 武 大	22,400	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

現代商事株式会社は、2020年8月17日より会社名をGSK株式会社に変更しており、また、住所も京都府京都市左京区下鴨水口町29-4に変更しております。なお、GSK株式会社より2020年9月11日付で、大量保有報告書の変更報告書(No.20)が現代商事株式会社からの商号変更及び本店所在地変更事由で近畿財務局長へ提出されていますが、上記表は、株主名簿上の名称を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小 西 敏 夫	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小 西 敏 夫	○	独立役員に指定しております。 なお、伊藤忠商事株式会社理事(現任)、に就任されておりますが、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	総合商社における長年の勤務経験を通じて幅広い見識があり、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外取締役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっておりますが、監査室は、監査役や会計監査人との連携のもとに、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には弁護士としての専門性や経営者としての豊富な経験を有している要員を配し、取締役会への出席および直営店への臨店の他、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を図りつつ、監査室並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また監査役は、会計監査人である仰星監査法人による会計監査の結果を聴取し、監査の充実を図るとともに、四半期末および事業年度末の他、必要に応じて会計監査人に対し、業務上や会計上の意見および情報についての報告を求めており、法令に定められる会計監査人による監査役への監査報告書の提出も適正に実施され、監査役の求めに応じて適宜、会計監査人から監査役への監査報告が行われております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 清 和	弁護士													○
安倉 史 典	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 清 和	○	独立役員に指定しております。 なお、梅田総合法律事務所パートナー(現任)に就任されておりますが、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士としての専門性と経験が豊富であり、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより選任いたしました。
安 倉 史 典	○	独立役員に指定しております。	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社におきましては、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

当社では、2014年5月30日開催の取締役会において、金融商品取引所の定める独立役員に係る規程を準用し、「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準(独立役員選任基準)」を制定いたしました。

社外監査役2名につきましては、加藤 清和氏においては弁護士としての専門性を有していること、また安倉 史典氏においては経営者としての豊富な経験を有していることに加え、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことから独立役員として指定しております。

また、2014年7月29日開催の「第26期 定時株主総会」において、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)1名を選任し、引き続き2019年7月30日開催の「第31期 定時株主総会」において、同取締役を社外役員として再任いたしました。

社外監査役 加藤 清和氏は、梅田総合法律事務所パートナー(現任)に就任されております。

また、社外取締役 小西 敏夫氏は、総合商社である伊藤忠商事株式会社に入社され同社取締役を経た後、伊藤忠商事株式会社理事(現任)に就任されておりますが、当社と社外取締役および社外監査役との間において、人的関係、資本的関係又は取引関係、その他利害関係は一切ありません。

当社におきましては、それぞれの分野において、極めて高い専門性と豊富な経験から、経営に対する客観的な中立性や、一般株主との間における利益相反行為等の独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当しない社外役員は、全て独立役員として指定する方針であり、コーポレート・ガバナンス体制整備と強化に努めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

経営の執行者たる取締役に對し、業績向上に向けた士気、意欲の高揚を図る目的を持ってインセンティブ等を付与することは、確かに有効な手段の一つであると考えておりますが、当社におきましては、通常の役員報酬および役員賞与の増減によって当該取締役の功績等に報いる制度が現状では最も有効であると考えられるため、インセンティブ等の付与は制度として採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、有価証券報告書並びに事業報告にて、取締役報酬および監査役報酬の総額を開示しております。
2020年4月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次の通りです。

【役員区分ごとの報酬等の総額】

取締役（社外取締役を除く）・支給人員3名、支給額 40,275千円

監査役（社外監査役を除く）・支給人員1名、支給額 8,880千円

社外役員 ・支給人員3名、支給額 5,616千円

（注）使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役および監査役の報酬について、有価証券報告書並びに事業報告書において開示を致しております。
また、報酬の決定プロセスの透明性と金額の妥当性の確保のため、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、取締役会および監査役会がこれを決定しております。

なお、各取締役への報酬額につきましては、代表取締役が業績状況や取締役の報酬水準等を勘案して決定を行い、各監査役への報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、当社の規模から常時、社外取締役、社外監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、社外取締役や社外監査役に報告すべき重要な情報または事象が発生した場合は、代表取締役社長またはリスク管理担当役員、コンプライアンス担当役員が、直接社外取締役、社外監査役に対して、報告、説明を行う体制を実施しております。

また、これらの体制を維持するため、リスク管理担当役員が管掌する企画財務本部、並びにコンプライアンス担当役員が管掌する人事戦略本部の各部門に所属するスタッフを必要の都度サポート要員として従事させる体制を維持しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会を設置し、経営を監視する仕組みとして監査役会を設けております。

取締役会は男性のみで構成され、社外取締役1名を含む4名体制となっており、また、監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名を加えた3名体制としております。

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えております。

なお、2019年度は、臨時取締役会を含めて14回の取締役会を開催いたしました。取締役会の出席状況は、株主総会招集通知において開示しております。第32期定時株主総会招集通知(P13) (https://ssl4.eir-parts.net/doc/9425/ir_material4/124598/00.pdf)

また、取締役会において決定された経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むとともに、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」等、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めております。

また監査役は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役は執行役員会等の業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、監査役と代表取締役社長との定期的な会合の場を設けることにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。これは、当社の組織形態は、「監査役設置会社」を採用しており、法的な意味での「指名委員会等設置会社」ではございませんので、指名委員会等設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みが有効であると考えていることによるものであります。

2. 監査・監督の方法

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による3名体制としており、監査役3名は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役1名は執行役員会などの業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、監査役と代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

また、監査役は、会計監査人より会計監査の結果を聴取し、監査の充実を図るとともに、四半期末および事業年度末の他、必要に応じて会計監査人に対し、業務上や会計上の意見および情報についての報告を求めている一方、社内においては独立した組織として社長直属の監査室を設置し、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することで、内部管理体制の継続的な改善に努めており、監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、監査結果に対する報告を随時求め、必要に応じ調査を求めることが出来る体制を整えております。

当社は、この様に会社から独立した立場での意見表明と経営の監視等を客観的に行うために、社外の弁護士や経営者経験者を始めとする専門知識と豊富な経験に培われた独立役員たる社外監査役2名を選任することで、社外の見識を取り入れ業務執行の監視と監査役監査の実施により、経営監視の機能面において、その機能が十分に発揮するものとの考えから当該体制を採用しております。また、更なる企業統治体制の整備と強化を図るべく、2014年7月29日開催の「第26期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を新たに選任し、引き続き2019年7月30日開催の「第31期 定時株主総会」において、同取締役を社外役員として再任いたしました。

今後、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものと考えております。

3. 監査の状況

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっておりますが、監査室は、監査役や会計監査人との連携のもとに、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には公認会計士や弁護士など専門性の高い要員および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有した要員を配し、取締役会への出席および直営店への臨店の他、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を図りつつ、監査室並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、仰星監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

なお、監査業務を執行した公認会計士は、神山 俊一、竹村 純也の2名であり、神山 俊一、竹村 純也の継続監査年数はそれぞれ4年、2年となっております。

その他、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士補等7名の計9名となっており、監査に携わる公認会計士等の総員は、11名となっております。

4. リスク管理体制の整備状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強化を図るため、取締役会と監査役会が、経営者たる代表取締役並びに取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役並びに監査役を選任し、選任された取締役によって構成される取締役会は代表取締役を選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査役会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

当社の取締役会は、男性のみで構成された4名の取締役による取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えており、当該体制のもとに決定された経営上の重要な意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることで事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

また当社では、取締役会の他、各部門の現状把握や事業リスク等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、各取締役および執行役員で構成される執行役員会議を開催し、懸案事項に対する対策や対応状況等について、各取締役および執行役員が情報の共有化を図れる体制を整えております。

なお、当社といたしましては、現在男性取締役のみの取締役会構成となっており、リスク管理面や取締役会のダイバーシティー（多様性）確保の観点からも早急な対応が必要と認識しております。

今後、社内外を始めとした各方面より、当社のコーポレート・ガバナンス体制に合致した人材の確保に努めることで取締役会のダイバーシティーの確保を図ってまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社から独立した立場での意見の表明と経営の監視等を客観的に行うため、弁護士の他、企業経営者として豊富な経験を持った独立役員たる社外監査役2名を選任しております。

当該体制を採用することにより、社外の豊富な見識を取り入れることで、取締役の業務執行の監視を行うとともに、監査役監査を定期的に実施することで経営監視の機能面においても十分にその機能を発揮するものとの考えから当該体制を採用しております。

また、企業統治体制の整備と強化を図るべく、2014年7月29日開催の「第26期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を選任し、引き続き2019年7月30日開催の「第31期 定時株主総会」において、同取締役を社外役員として再任いたしました。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。また当社の組織形態は、「監査役設置会社」を採用しており、法的な意味での「委員会設置会社」ではございませんので、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みとしております。

これは、当社の事業運営形態に照らして監督機能を発揮するためには、取締役が執行役員を兼務するとともに業務執行を担当することが有効であると考えていることによるものであります。

今後、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものとの考えから、当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月決算、7月定時株主総会開催であるため、集中日には該当いたしません。
その他	第32期定時株主総会(2019年5月1日～2020年4月30日)の招集通知は2020年7月10日(金曜日)に発送し、2020年7月28日(火曜日)に第32期定時株主総会を開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期末および事業年度末の決算発表後、二週間から三週間以内に当該決算に関する説明会を開催しております。 当日は、代表取締役社長自身がアナリスト・機関投資家の皆様に直接、決算内容や事業の状況、今後の事業展開等についての説明をしております。 ・第32期 第2四半期決算説明会 2020年1月15日(水曜日)開催 ・第32期 決算説明会 2020年6月23日(火曜日)開催	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.n-tel.co.jp)にて、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めております。掲載しておりますIR情報としては、決算短信、決算説明会資料、事業報告書等の決算関係の諸資料の他、最新の適時開示情報を「IRニュース」のページに常時掲載をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門は、「企画財務本部」が担当しております。 IR担当として、企画財務本部長は、取締役会の他、執行役員会等、重要な意思決定を行う会議に出席し、重要な情報について投資家の皆様に「正確」・「迅速」・「公平」な情報開示が実施できるようにしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、各ステークホルダーに対して、企業情報を公正かつ適時・適切に伝えることを目指しております。
その他	当社では、2005年11月29日に個人情報保護に関する取り組みとして、「プライバシーマーク」取得の認定(2019年12月16日 8度目の更新)を受け、全ての役員および従業員に対し、お客様の大切な個人情報を取り扱う事業者としての心構え等について、継続的な教育を行うとともに周知徹底を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、2006年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置いたしました。

また、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する以下の基本方針を決定致し、2020年6月29日開催の取締役会にて、その一部を改定することを決議いたしました。

当社は、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保等の観点から不都合が生じる恐れのある場合は、適時社長に報告する体制を整備する等、内部統制システムの最適化を図ることにより、適切な対策に当たらせるよう努めております。

1. 職務執行の基本方針

当社グループは、行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに、当社グループに属する全ての取締役、監査役および使用人(使用人=社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者)が、「法令と社会倫理の遵守」を、企業活動を行う基本とする事を徹底する。

当社グループは、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行い、その改善と充実を図る。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

- (1)コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。
- (2)コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。
- (3)監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。
- (4)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (5)「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書又は電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
- (3)取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。
- (4)監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- (1)日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- (2)経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- (3)監査室は、各部門におけるカテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会又は経営会議に報告する体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- (1) 中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報交換を行なう体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
- (2) 各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
- (3) 取締役会は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

6. 当社及び子会社からなる企業集団(当社グループ)における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

- (1) 取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整え、同時に、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。
- (2) 取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。
- (3) 監査室は、子会社に対し定期的又は臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。
- (2) 監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。
- (3) 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務又は業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

9. 子会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、又は業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (4) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。
- (5) 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用又は債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の請求処理を実行する。

【内部統制システムに関する整備状況】

当社では、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、法令と社会倫理の遵守を図るべく「内部統制委員会」を発足し、毎月1回取締役、常勤監査役、および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に関する情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めてまいりました。

また、同委員会を中心に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令改正等が行なわれる都度、改定作業を実施してまいりました。

「コンプライアンス・マニュアル」の改定等に伴い、最新の法令や遵守事項等について、すべての取締役、監査役および従業員がこれを周知し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心に教育研修を2019年6月から2020年4月にかけて実施し、「内部統制およびインサイダー取引」、「個人情報保護」について、研修会を実施してまいりました。

一方、「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施するとともに、社外役員である独立取締役および独立監査役の選任に際し、選定の基準となる「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準(独立役員選任基準)」を制定いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- (3) 反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- (4) 企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を2006年9月に整備し、各種法令等の改正の都度改定作業を行ない、すべての取締役、監査役および従業員が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役、監査役、従業員に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施しております。

また、反社会的勢力・団体に対する、対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策等につきましては、特に導入しておりません。

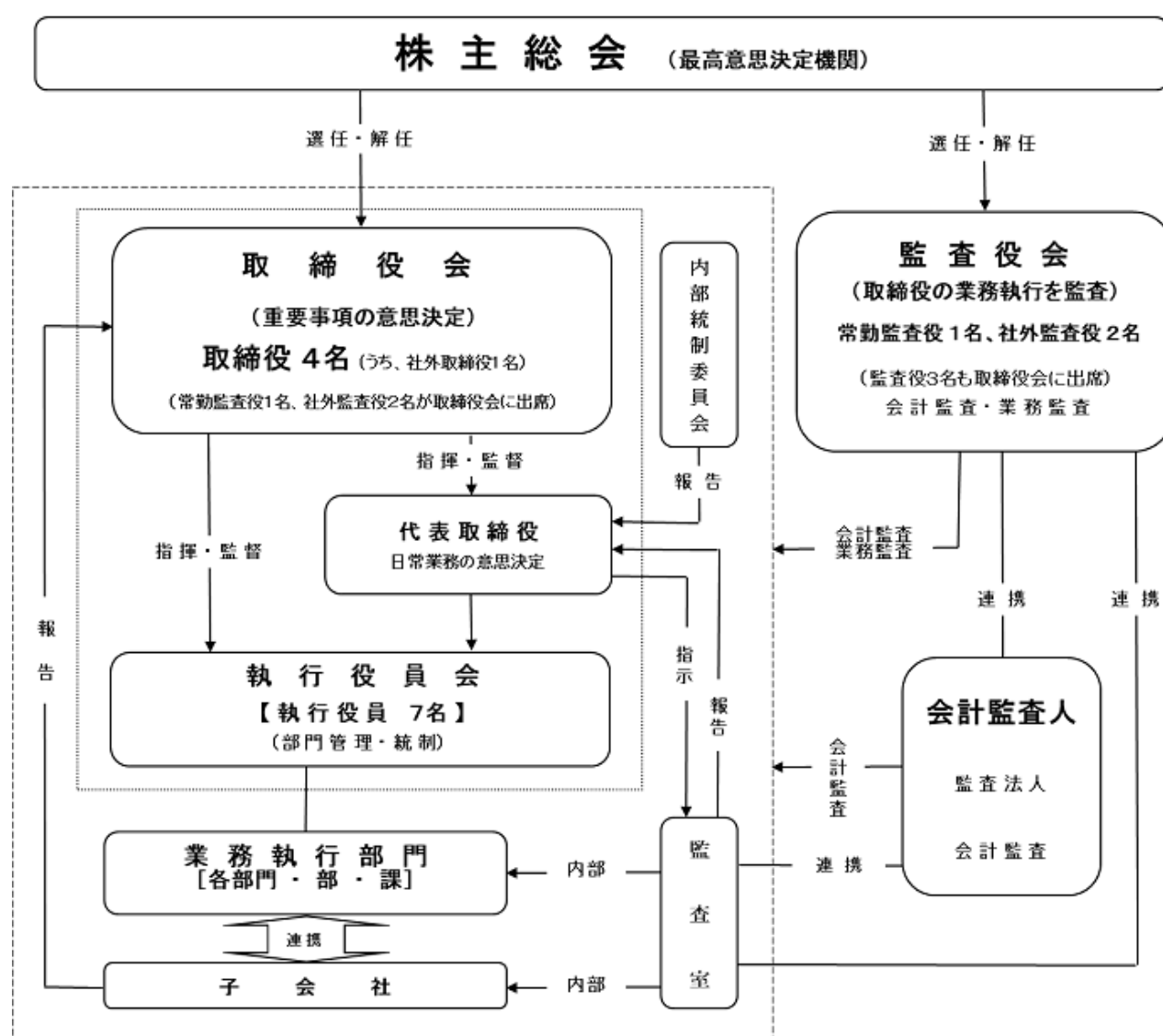
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、顧問契約を締結している法律事務所より必要に応じ法律全般についての助言と指導を受け、法令遵守に努めている他、仰星監査法人から会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、その過程で経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。

また、個人情報保護法に対応するため、2005年11月29日に個人情報保護に関する取り組みとして、「プライバシーマーク」取得の認定を受け、2019年12月16日にはJIS Q 15001に準拠した8度目の更新認定を受けました。

当社では、お客様の大切な個人情報を取り扱う事業者としての心構え等について、今後も継続的な教育の実施の他、コンピューターシステムを始めとするネットワークセキュリティの強化等、より高度なレベルでの実現を目指していく所存であります。

(2020年12月22日現在)



適時開示体制

